

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第40号

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県屋外広告物条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(屋外広告業者登録簿の閲覧)</p> <p>第9条の2 略</p> <p><u>第9条の3・第9条の4</u> 略</p> <p>第1号様式(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>第4号の2様式(第4条の2関係)</p> <p>略</p> <p>第4号の2の2様式(第4条の4関係)</p> <p>略</p>	<p>(屋外広告業者登録簿の閲覧)</p> <p>第9条の2 略</p> <p><u>(登録に関する意見聴取)</u></p> <p><u>第9条の3 知事は、登録申請者が、条例第17条の5第1項第7号から第15号までに掲げる場合に該当するかどうかについて、警察本部長の意見を聴く場合がある。</u></p> <p><u>第9条の4・第9条の5</u> 略</p> <p>第1号様式(第2条関係)</p> <p>略</p> <div data-bbox="1160 943 2018 1066" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p><u>この様式に記載された個人情報は、屋外広告物許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p></div> <p>第4号の2様式(第4条の2関係)</p> <p>略</p> <div data-bbox="1160 1166 2018 1289" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p><u>この様式に記載された個人情報は、公共用広告物協議に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p></div> <p>第4号の2の2様式(第4条の4関係)</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p>第4号の3様式（第5条の3関係） 略</p>	<p><u>この様式に記載された個人情報、自家用広告物等適用除外特例適用申請に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p> <p>第4号の3様式（第5条の3関係） 略</p>
<p>第5号様式（第5条関係） 略</p>	<p><u>この様式に記載された個人情報は、屋外広告物滅失に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p> <p>第5号様式（第5条関係） 略</p>
<p>第6号様式（第5条関係） 略</p>	<p><u>この様式に記載された個人情報は、屋外広告物変更許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p> <p>第6号様式（第5条関係） 略</p>
<p>第6号の2様式（第5条関係） 略</p>	<p><u>この様式に記載された個人情報は、屋外広告物継続許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p> <p>第6号の2様式（第5条関係） 略</p>
	<p><u>この様式に記載された個人情報は、屋外広告物自己点検報告に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p>

改正前	改正後
<p>第7号様式（第6条関係） 略</p> <p>第9号様式（第7条関係） 略</p> <p>第12号の3様式（第9条の3関係） 略</p> <p>第12号の4様式（第9条の4関係） 略</p> <p>第13号様式（第11条関係） 略</p>	<p><u>ません。</u></p> <p>第7号様式（第6条関係） 略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報は、屋外広告物許可手数料減免に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p> <p>第9号様式（第7条関係） 略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報は、屋外広告物除却に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p> <p>第12号の3様式（第9条の4関係） 略</p> <p>第12号の4様式（第9条の5関係） 略</p> <p>第13号様式（第11条関係） 略</p> <p><u>この様式に記載された個人情報は、屋外広告物講習会受講に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の佐賀県屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。